

なんば広場運営社会実験における広告販売管理等業務に関する契約書

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会（以下「甲」という。）と株式会社C y u j o（以下「乙」という。）とは、甲と大阪市が協働で実施するなんば広場運営社会実験における広告販売管理等業務について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 本契約は、甲がなんば広場（仮称）（所在地：大阪府中央区難波五丁目）において大阪府と協働で実施するなんば広場運営社会実験の一環として広告事業（イベントスペース利活用を一部含む。）の検証を行うにあたり、次条に定める広告販売管理等業務（以下「本業務」という。）の実施者として甲が選定した乙との間で、必要となる事項を定めることを目的とする。

第2条 乙が実施する本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 広告幹事業務

広告媒体の開発、販売管理及び各種協議サポート

(2) 広告営業業務

広告媒体の販売営業その他広告営業

(3) 利活用エリア管理運営業務

利活用エリア利用希望者との調整サポート

利活用エリア利用者獲得の営業

(4) その他、上記各号に付随する業務。

第3条 乙は、本業務の実施が、甲が大阪府との間で締結した「（仮称）なんば駅前広場等における管理運営の試行に関する協定」（以下「社会実験協定」という。）に基づき可能となることを予め認識し、社会実験協定が期間満了又は解除その他の事由によりその効力を失った場合、本業務の実施が不可能となることを予め了解する。この場合、社会実験協定がその効力を失ったことについて甲に責任がある場合を除き、甲は乙に対し損害賠償その他の責任を負わないものとする。

2 乙は、甲が大阪府等と協議のうえ策定したなんば広場使用ルールに基づき、本業務を実施する。

第4条 乙が第2条に基づき本業務の一部として設置・運営する広告媒体（以下「本媒体」という。）については、甲及び乙並びに大阪府、道路管理者及び交通管理者等との協議を踏まえ決定し、甲及び乙の間で別途定める。

2 乙は、本業務の実施に際しては、甲のほか、大阪府、道路管理者及び交通管理者との協議及び許可等が必要となることを予め認識し、甲、大阪府、道路管理者又は交通管理者からの許可条件、指示又は指導等により、本業務の実施に制約が課される可能性があることを予め了解する。本業務の実施に制約が課されたことにより乙が損害を被ったとしても、

甲はその責を負わない。

第5条 乙は、本媒体に掲出する広告の広告主、内容及び期間等については、事前に甲の承認を得なければならない。

第6条 本契約の期間は、締結日から2025年3月31日までとする。

第7条 本媒体への広告掲出に関する維持管理協力金（販売料金）、販売手数料率、掲出料率その他詳細については、甲が実施したなんば広場運営社会実験における広告販売管理等業務プロポーザルにおいて乙が提案した条件を基本として、甲及び乙の間で別途定める。

2 本媒体の運営管理のために必要となる光熱費・通信費等は乙が負担する。

3 乙は、毎月末日締めにて当月分の実績報告を作成し、翌月10日までに甲に提出する。

4 乙は、第1項及び第2項に基づき算出した甲へ納付すべき金額を翌月末日（末日が金融機関休業日の場合は前営業日）までに甲の指定する金融機関口座への振込により支払うものとする。なお、振込にかかる費用は乙の負担とし、金融機関等が発行する振込受領書をもって甲は領収証の発行を省略する。

5 乙は、本媒体を善良なる管理者の注意をもって管理し、定期的に点検・清掃するなど常に良好な状態を維持するために必要な措置を講ずるものとし、本媒体の破損・汚損等が生じた場合は可及的速やかに補修・清掃等を行うものとする。これに要する費用は乙の負担とする。

第8条 乙は、本業務を遂行するにふさわしい技能・信用力等を備えた広告代理店等（以下「代理店等」という。）に本業務の一部を取り扱わせることができる。この場合、乙は責任を持って本契約に定める事項を代理店等に認識させかつ遵守させなければならない。

2 乙は、代理店等の選任・監督にあたって相当の注意をなすことを要し、代理店等が本業務の一部を取り扱ったことをもって、甲に対する本契約上の義務の履行及び責任の負担を免れることはできない。

第9条 乙は、次の各号に定める事項に変更が生じたときは、甲に対し速やかに文書で通知しなければならない。

(1) 所在地

(2) 商号又は名称

(3) 代表者

(4) 業務統括責任者

(5) その他商業登記事項（重要な事項に限る）

2. 前項の通知を怠ったために甲からなされた通知又は送付された書類等が、延着又は到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなす。

第10条 乙は、本媒体の欠陥・不備等により甲又は通行人等第三者に損害を与えた場合は、乙の

責任及び負担をもって必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙は、本媒体への広告掲出に起因する第三者からの苦情等については一切その責を負うものとする。
- 3 本業務の遂行にあたり、乙と広告主その他第三者との間で紛争が生じた場合は、乙が責任を持って処理解決に当たるものとし、甲に対し一切問題を波及させないものとする。

第11条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示又は貸与を受けた技術上・営業上その他一切の業務上の秘密情報（本契約の内容を含む。）につき、善良なる管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による同意を得ることなしに本契約の目的以外への使用及び譲渡等の処分を行ってはならず、また、自己の役員、構成員及び従業員以外の第三者に開示漏洩してはならない。但し、以下の情報に該当することを証明できる場合及び法令等に基づき開示を求められた場合はこの限りではない。

- (1) 取得したときに既に公知、公用となっていた情報
- (2) 取得した後に自己の責によることなく、公知、公用となった情報
- (3) 取得する以前に既に知得していた情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく開示を受けた情報
- (5) 独自に開発した情報

- 2 前項に定める義務は、本契約終了後もなお有効に存続する。

第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合、又は本契約の定めを違反した場合、本契約を解除することができる。

- 2 前項により甲が損害を被った場合は、乙がこれを賠償しなければならない。

第14条 乙が、次の各号の一に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (2) 本契約の定めを違反したとき。
- (3) 提出書類の虚偽記載その他不正な方法により本契約を締結したことが判明したとき。
- (4) 解散又は廃業したとき。
- (5) 破産・解散・会社更生・民事再生手続開始の申し立てを受け、若しくは自らこれらの申し立てをなしたとき、若しくはこれに準ずる状態に陥ったとき、又は仮差押・差押・仮処分・強制執行・保全処分・競売等の申し立てを受けたとき。
- (6) 営業について、所轄行政機関から許可の取消処分を受けたとき。
- (7) 甲の信用を失墜し、又はなんば広場の秩序を害すると認められる行為・その他著しく不信の行為があったとき。
- (8) 前各号のほか、甲が本契約の継続が困難であると合理的に認めるべき事情が生じたとき。

第15条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、自らとその役員、経営・事業に実質的な影響力を有する株主、重要な地位の使用人又はこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という。）が、現在又は将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者（以下併せて「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないことを表明、確約する。

2 甲及び乙は、それぞれの相手方に対して、自らとその役員等が、現在又は将来にわたって、反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約する。

- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用する関係
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (5) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

3 甲及び乙は、それぞれの相手方に対して、自らとその役員又は第三者を利用して次の各号のいずれかの行為も行わないことを表明、確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 甲及び乙は、相手方が前3項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明、確約が虚偽の申請であることが判明した場合、相手方との一切の契約関係について、何ら催告なしに直ちに解除することができる。また、被解除者は、契約が解除されたことを理由として解除者に対し、損害賠償請求その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとする。

第16条 甲及び乙は、天災地変その他甲・乙いずれの責にも帰すことができない不可抗力の事由によって本契約の存続が不可能となった場合は、第6条の規定にかかわらず本契約が当然に終了することを確認する。

第17条 乙は、本契約が期間の満了又は解除その他の事由により終了する場合、本契約の終了日までに乙が設置した本媒体を甲の指示に従って乙の費用で撤去し、設置場所を原状に回復のうえ甲に明け渡さなければならない。

2 乙が、前項の原状回復義務を履行しないと甲が認めたときは、甲は、乙の費用負担において原状回復の措置を講ずることができ、かつ乙所有の造作・設備等については、乙が所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、甲はこれを任意に処分することができる

ものとする。

- 3 乙は、本契約の終了に際して、甲に対し、立退料・営業補償・移転料その他これに類する一切の財産上の給付、及び本業務の実施に関して乙が支出した必要費・有益費等の償還並びに乙の施設した造作・設備等の買取を請求することができない。

第18条 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙各々記名押印のうえ各1通を保有する。

2024年 2月 日

甲 なんば広場マネジメント法人設立準備委員会
代表構成員
南海電気鉄道株式会社
代表取締役社長 岡嶋 信行

乙 株式会社C y u j o
代表取締役 清水 良浩